

熊本県監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、令和2年（2020年）6月11日から令和2年（2020年）8月25日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年（2021年）2月26日

熊本県監査委員 福島 誠 治
 同 竹 中 潮
 同 岩 下 栄 一
 同 山 口 裕

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
総務部 市町村課	<p>（職員の交通法規違反について）</p> <p>私用中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>事案発生後、速やかに課内会議を通じて、飲酒運転防止・法令遵守に関する伝達を行うとともに、飲酒運転防止に係る課内研修を実施するなど、課員全体への規範意識の定着に努め、再発防止を図っている。</p>
商工労働部 産業支援課	<p>（謝金等の支払遅延について）</p> <p>特許登録に係る謝金等について支払が遅れたため、遅延利息 400 円が発生している。</p> <p>支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業技術センターと産業支援課間の請求書等の重要な文書のやりとりについては、PDFデータをメールすること等で確認漏れを防止することとした。 ・特許事務を含めて支出を伴う事務は、支出点検表を事業担当者で記入、経理担当者が確認することで支払漏れを防止する。
土木部 道路整備課	<p>（電話料金の支払遅延について）</p> <p>令和元年8月分電話料金について支払が遅れたため、遅延利息 50 円が発生している。</p> <p>支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。</p>	<p>電話料金やコピー機代など定期的に支払が発生するものについては、「支払管理表」を作成し、部内ネットワークの共有フォルダに掲載することで、総務班及び監理課経理班の担当者で情報を相互に確認し、支出命令書の作成、相手方への振込みに漏れないようにした。</p>